

新潟県条例第39号

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例（平成21年新潟県条例第35号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
新潟県立県央基幹 病院	三条市	新潟県立県央基幹 病院	三条市
		新潟県立 <u>燕</u> 労災病 院	<u>燕</u> 市

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（調整規定）

- 2 この条例及び新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年新潟県条例第12号）に同一の条例の規定についての改正がある場合において、当該改正が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。